

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

当町の気候は、内陸部の気象圏を示す日高地区と太平洋に面した海洋性の気候を示す門別地区に分かれている。

- 1) 日高地区は、年平均気温は約 6℃で、最高気温は 35.5℃、最低気温はマイナス 27.8℃、寒暖の差が約 60℃とその差が非常に大きく、降雨量は年間平均 1,400mm前後となっている。また、冬季には 1m 前後の積雪が見られ、風は、四方を山岳に取り囲まれているところが比較的穏やかで、年間を通じて南又は南西の風が多い地域である。
- 2) 門別地区は、年平均気温は約 7℃で、道内でも比較的寒暖の差が少なく、温暖な気候となっています。降水量は年間平均 1,000mm前後となっております。年間を通じて水害を発生させるような大雨は少ないものの、初夏の梅雨前線の北上に影響を受けたことによる大雨、8～9月の台風の北上の影響を受けたことによる大雨によって、河川の増水による水害や、崖崩れ、土石流などが発生する危険性も有するが、夏は涼しく冬は温暖湿潤で、気候的に恵まれた地区である。

(洪水：日高町防災ハザードマップ)

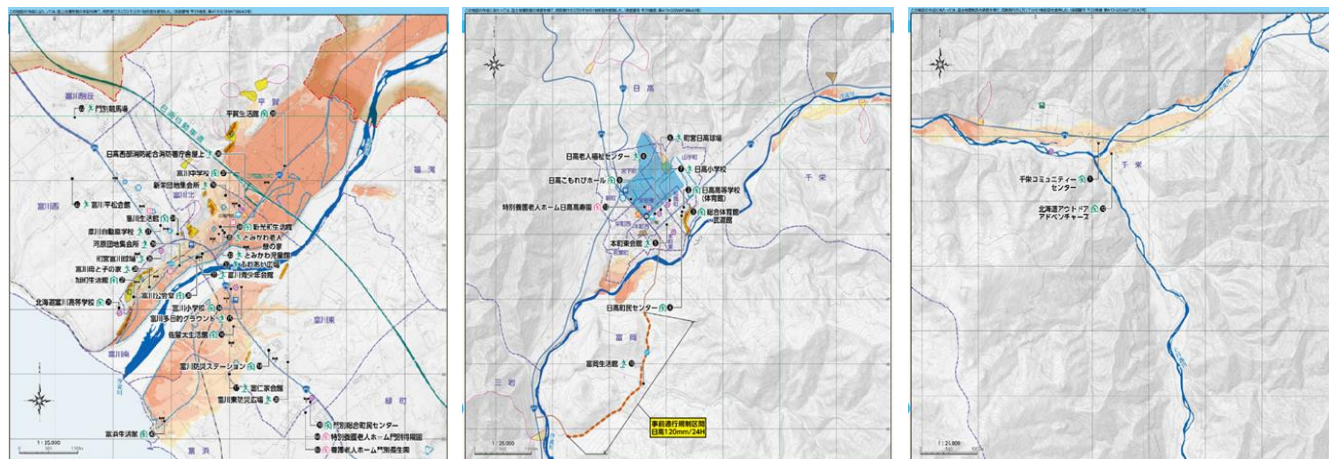
日高町には一級河川沙流川が流れており、沙流川が氾濫した場合の浸水想定区域は、日高町防災ハザードマップによると、国道 237 号沿線の富川・平賀地区、国道 274 号線の日高・千栄地区が浸水想定区域に含まれ、想定される浸水深に達した場合、小規模事業者に至大な被害が生じ売上が減少すると予想される。

日高町洪水ハザードマップ

(富川・平賀地区)

(日高地区)

(千栄地区)



地区名	想定される浸水深	小規模事業者数	うち浸水影響を受ける可能性のある小規模事業者数
富川地区	3m～5m	134	101
平賀地区	3m～5m	3	3
日高地区	0.5m～3m	61	1
千栄地区	0.5m～3m	2	2

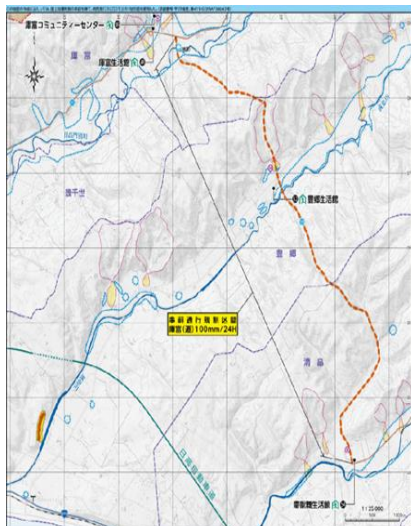
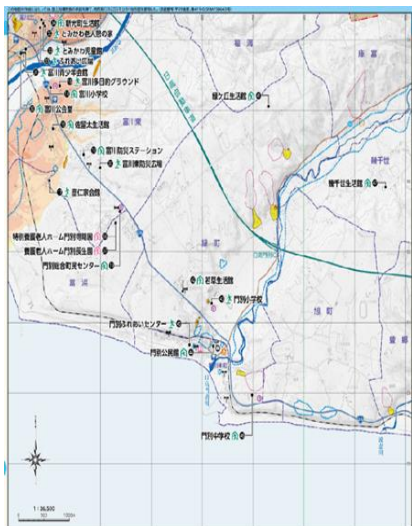
(土砂災害：日高町防災ハザードマップ)

日高町防災マップによると、現在、門別地区・緑町地区、庫富地区・豊郷地区・清島地区・幾千世地区、厚賀地区・賀張地区・豊田地区が土石流により浸水、土砂災害危険箇所を土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されているが、小売業をはじめとした小規模事業者が73事業所あり、対策が必要とされている。

(門別・緑町地区)

(庫富・豊郷・清島・幾千世地区)

(厚賀・賀張・豊田地区)



(その他)

これまでの台風や大雨での風水による災害で、当町全域で被害に見舞われてきた。特に昭和56年8月の大雨、平成15年8月の台風10号では、記録的な雨量に達し沙流川の氾濫、地滑り等により、死傷者及び家屋の全壊や農業用施設など町全体が甚大的な被害に見舞われた。

【過去における主な風水等災害記録】

発生日月	被害の種類	雨量 (mm)	被害状況	被害総額 (千円)	備考
昭和56年8月5日	大雨	300	死傷者6名、全半壊45戸、床上下664戸、道路等428箇所、農業用施設・商工関係621箇所	16,102,939	非住家全壊45棟、半壊21棟、農業・林業被害
昭和56年8月23日	台風15号	83	負傷者4名、半壊等118戸、床上下45戸	900,148	非住家全壊17棟、半壊21棟、農業・林業被害
平成4年8月8日	大雨	183	半壊3戸、床上下84戸、道路等193箇所、農業用施設等・商工関係137箇所	2,857,590	非住家全壊1棟、農業・農業施設、林業、海岸被害
平成5年	低温		凶作収穫皆無に等しい		
平成13年9月11～12日	台風15号	292	床上下62戸、道路等251箇所、農業用施設等・商工関係174箇所	1,243,833	非住家政害62箇所
平成15年8月9～10日	台風10号	334	死傷者4名、全半壊29戸、床上下182戸、道路等333箇所、農業用施設等・商工関係263箇所	18,255,556	

(出典：日高町地域防災計画)

(地震：地震調査研究推進本部、J-SHIS)

この地域は、北海道を東から西へ延びる火山地帯で発生する地震活動や、日高山脈南部の地震活動とは異なる性質のものや、チリ地震のような外国の地震による津波でも被害が発生し、また、北海道胆振東部地震では東北東—西南西方向に圧力軸を持つ逆断層型で発生した地震での被害もあり数多くの地震が発生している地域である。

日高地方の全町は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定されている。地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年以内で、50%以上の確率で発生するとされている。

【日高・十勝地域および周辺の主要活断層帯と海溝で30年以内に発生が予想される地震】

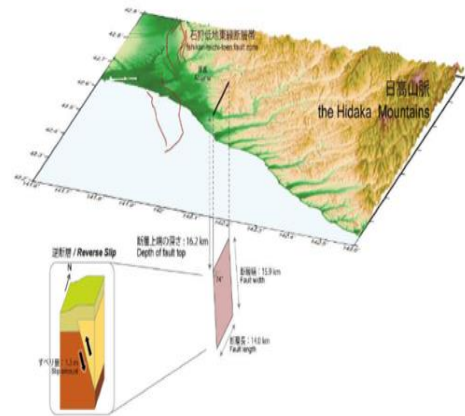
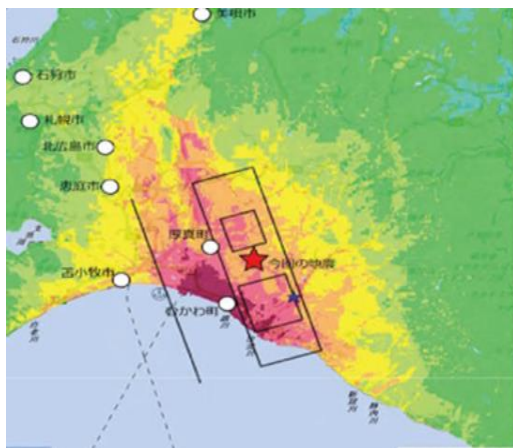
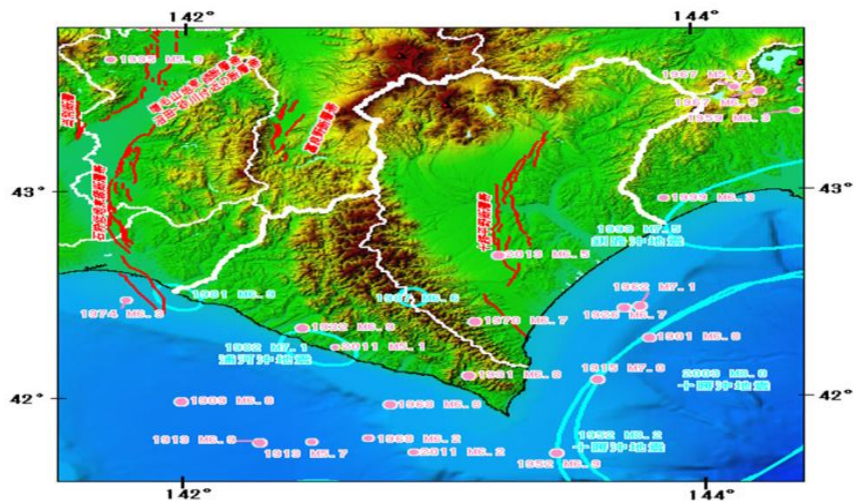
地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内) 【地震発生確率値の留意点】	
海溝型地震				
千島海溝沿い	十勝沖	8.0～8.6程度	9%	
	根室沖	7.8～8.5程度	80%程度	
	色丹島沖及び択捉島沖	7.7～8.5前後	60%程度	
	超巨大地震(17世紀型)	8.8程度以上	7%～40%	
	ひとまわり小さいプレート間地震	十勝沖及び根室沖	7.0～7.5程度	80%程度
		色丹島沖及び択捉島沖	7.5程度	90%程度
	十勝沖から択捉島沖の海溝寄りのプレート間地震(津波地震等)	M8.0程度	50%程度	
	沈み込んだプレート内のやや浅い地震	8.4前後	30%程度	
	沈み込んだプレート内のやや深い地震	7.8程度	50%程度	
海溝軸の外側で発生する地震	8.2前後	不明		
日本海溝沿い	超巨大地震(東北地方太平洋沖型)	9.0程度	ほぼ0%	
	青森県東方沖及び岩手県沖北部	7.9程度	6%～30%	
	ひとまわり小さいプレート間地震	7.0～7.5程度	90%程度以上	
		青森県東方沖から房総沖にかけての海溝寄り	M8.5～9.0	30%程度
	沈み込んだプレート内の地震	7.0～7.5程度	60%～70%	
	海溝軸外側	8.2前後	7%	
内陸の活断層で発生する地震				
十勝平野断層帯	主部	8.0程度	0.1～0.2%	
	光地断層	7.2程度	0.1～0.4%	
富良野断層帯	西部	7.2程度	ほぼ0%～0.03%	
	東部	7.2程度	ほぼ0%～0.01%	
石狩低地東縁断層帯	主部	7.9程度	ほぼ0%	
	南部	7.7程度以上	0.2%以下	

(出典：地震調査研究本部、J-SHIS)

なお、当町では、これまでの地震で農業(軽種馬、肉用牛、酪農)、林業、水産業といった基幹産業が被害に見舞われてきた。特に昭和30・40年代に発生した十勝沖や釧路沖地震で家屋倒壊や負傷者が数多くあり甚大的な被害を受けている。また、近年では北海道胆振東部地震による家屋の倒壊やブラックアウトが発生し基幹産業は勿論のこと、ライフラインが寸断され町全体が被害に見舞われた。

発生年月日	災害の種類	マグニチュード	町内震度	被害地域	被害件数
昭和27.3.4	十勝沖地震	8.2	5	町内全域	83件(人的軽傷住家・農地・土木 他)
昭和35.5.23	チリ沖地震	9.5	—	一部地域	定置漁業の破損
昭和35.5.16	釧路沖地震	7.9	5	町内全域	204件(人的軽傷住家・農地・土木 他)
平成15.9.26	十勝沖地震	8	5強	町内全域	145件(人的軽傷住家・農地・土木 他)
平成30.9.6	胆振東部地震	6.7	6弱	町内全域	9,320件(人的軽傷住家・農地・土木 他)

(出典：日高町地域防災計画)

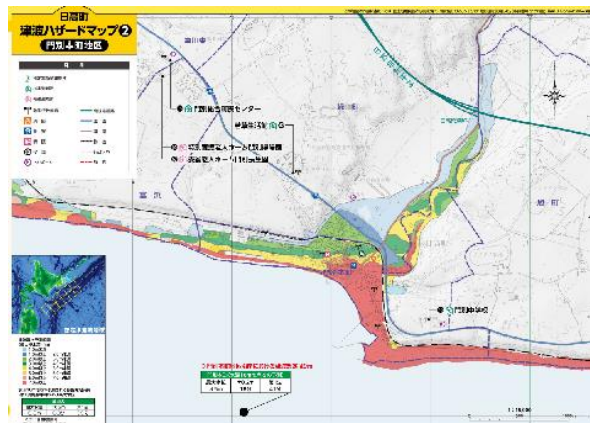
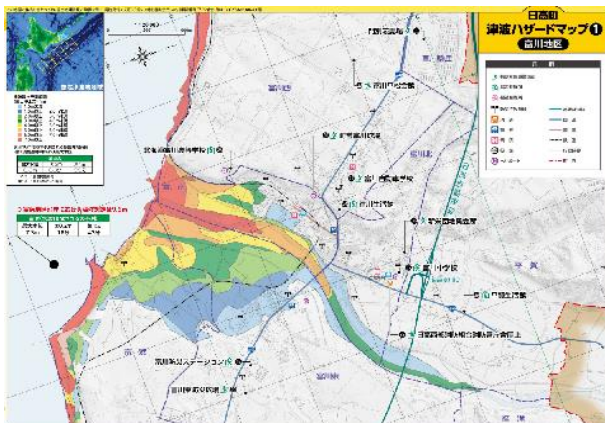


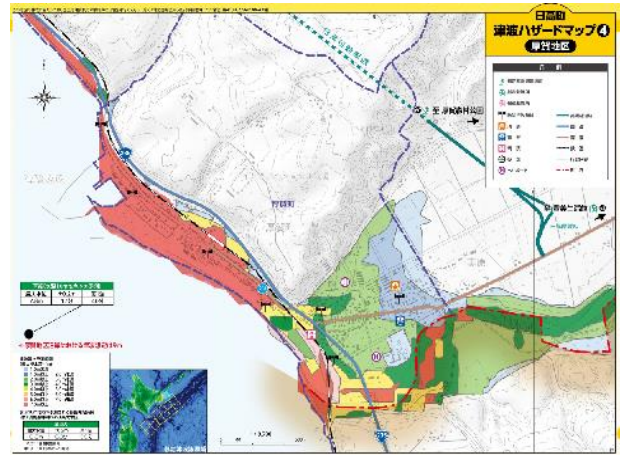
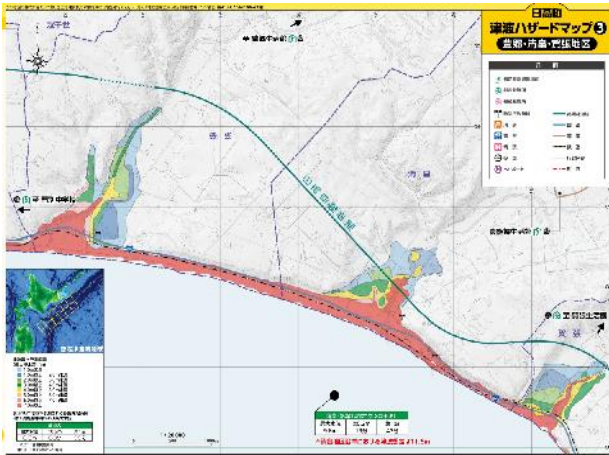
(出典：地震調査研究本部、J-SHIS)

(津波：日高町防災ハザードマップ)

富川地区・富浜地区、門別本町地区、豊郷地区・清島地区・賀張地区、厚賀地区においては、牧場や漁業の事業所が多く立地する。ハザードマップによると、富川・富浜地区、門別本町地区、豊郷・清島・賀張地区、厚賀地区では、90 cm の津波がくると浸水する被害が想定される。

日高町津波ハザードマップ





高波・高潮・津波等危険区域

番号 一連	図面	海岸名	危険区域の現況			予想される被害		法令等における指定状況				整備計画			
			海岸線危険区域延長(m)	指定延長(m)	海岸保全施設のある区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連	実施機関	概要
1		清島賀張	3,800	3,500	400	高波津波	2		道	海岸法	S39.2.1	488	○	道(建設部)	
2		厚賀町	2,050	2,000	1,800	〃	30	町道	道	海岸法	S33.5.19	656	○	町道(建設部)	護岸改良計画
3		〃	1,800	950	1,000	高潮津波3m	32		道	海岸法	S33.5.19	656	○	道(建設部)	護岸堤計画
4		豊郷	3,110	1,500	330	高潮津波3m			道	海岸法	S39.2.1	488	○	道(建設部)	
5		門別本町	3,350	3,150	1,300	〃	120		道	海岸法	S39.2.1 S57.9.9	488 1,866	○	道(建設部)	人口リーフ及び護岸の新設・改良工事実施中
6		富浜	4,730	4,320	1,500	〃	31		道	海岸法	S39.2.1	488	○	道(建設部)	
7		富川(7ハブ)	3,810	3,810	2,000	〃	2	レジャー施設(1) 倉庫(2)	道	海岸法	S36.4.1	1,228	○	道(水産林務部) (建設部)	昭57～6林地荒廃防止事業

(出典：日高町地域防災計画)

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業者の現状

- ・ 商工業者数 453人 (独自データ)
- ・ 小規模事業者数 286人 (独自データ)

	業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	備考
商工業者	卸・小売業	105	87	日高市街地に多い
	建設業	71	62	日高市街地に多い
	製造業	18	15	日高市街地に多い
	サービス業	59	57	日高市街地に多い
	飲食・宿泊業	94	41	日高市街地に多い
	その他	106	24	町内に広く分散。農業を含む。

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項目	年月	備考
日高町防災会議条例	2006年3月	
日高町地域防災計画	2006年3月	
防災訓練の実施	2019年8月	防災訓練、地区への啓発
防災備品の備蓄		備蓄食料(4,000食) アルファ米(粥)・保存用パン・非常用飲料水等

2) 当会の取組

項目	年月	備考
事業者BCP施策セミナーの実施	R1. 9. 10. 11	日高西部商工会広域連携協議会
防災訓練	R1. 10	商工会職員
災害復旧貸付制度の周知	R2. 7	チラシ配布 286部(独自)
事業継続計画について周知	R2. 10	チラシ配布 286部(独自)
防災備品の備蓄	R2. 10	懐中電灯・ラジオ購入
防災対策について対応	R2. 10	防災備品確認・備蓄、重要データの保存方法の確認

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人数が十分でない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行なわれていない。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。

3 目標

- ・地域内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・災害時における連携体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行なわれるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

○成果目標

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標(事業継続力強化計画)					
			R3	R4	R5	R6	R7	
商 工 業 者	卸・小売業	105	87	4	4	4	4	4
	建設業	71	62	2	4	4	3	3
	製造業	18	15	1	0	0	0	0
	サービス業	59	57	2	2	2	2	2
	飲食・宿泊業	94	41	2	2	2	2	2
	その他	106	24	1	0	0	1	1
	合計	453	286	12	12	12	12	12

*策定目標については、当商工会における人員体制を考慮したうえで、災害区域を優先し、本計画期間において全地域の小規模事業者が策定するよう設定した。

○実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意図疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
協力的体制マニュアルの整備	当会と当町との間に発災時における連絡を円滑に行うマニュアルの整備	協議会開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と、発災後速やかな復興支援策が行なえる体制の構築	協議会開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年2回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町に役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

日高町	日高町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る助言・指導	継続力強化計画策定支援・フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を当商工会と当町が共有する事により、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時及び窓口相談業務の際に、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明する。
- ・当商工会のホームページや当町が発行する広報において、本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応する事を周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和2年10月に策定

ウ. 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会と提携している損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、地区小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画取組状況の確認（年1回）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標(事業継続力強化計画)					
			R3	R4	R5	R6	R7	
商 工 業 者	卸・小売業	105	87	4	4	4	4	4
	建設業	71	62	2	4	4	3	3
	製造業	18	15	1	0	0	0	0
	サービス業	59	57	2	2	2	2	2
	飲食・宿泊業	94	41	2	2	2	2	2
	その他	106	24	1	0	0	1	1
	合計	453	286	12	12	12	12	12

- ・事業継続力強化支援計画評価委員会において、状況確認や改善点等について年2回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載する事で地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発災したと仮定し、日高町の地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施期間	日高町商工会館防災訓練と合わせて年1回以上実施
訓練内容	発災後の連携手段等の確認 発災後の指示命令系統・連携体制の確認
訓練連携先	日高町総務課 日高町経済観光課

カ. 発災時における被害報告基準について

- 被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町経済観光課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- 自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。その上で、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- 発災後1時間以内を目途に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡先の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等） ③SNS（LINE・メッセージ）
- 安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、当商工会と当町で情報の共有を行う。
- 国内感染症者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業者の消毒、職員の手洗・うがい等の徹底を行う。
- 管轄保健所による指導や新型インフルエンザなど対策特別措置法による、道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- 当町災害対策本部の方針に従い、当町経済観光課と連携を取り実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全が確保された後に出勤する。
- 配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> 広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき 予想されない重大な災害が発生したとき 気象特別警戒が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> 局地的な災害が予想される時又は災害が発生したとき 町内に震度5弱以上又は5強の地震が発生したとき 	事務局長 法定経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> 気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 町内に震度4の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

- 本計画により、当商工会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

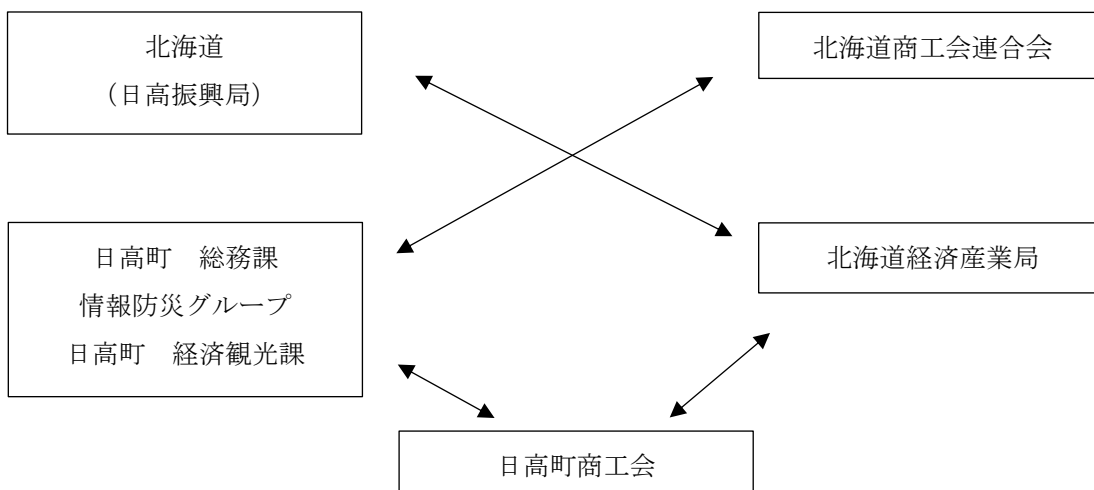
- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当商工会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当商工会と当町が共有した情報を、道の災害情報等報告取扱要領で指定する方法にて報告するほか、別途指示があった方法にて報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況(建物・機械設備・商品など詳細に記載)
1				
2				
3				

災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する。（当商工会は、国や道の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。

- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や道、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

（５）地区内小規模事業者に対する復興支援

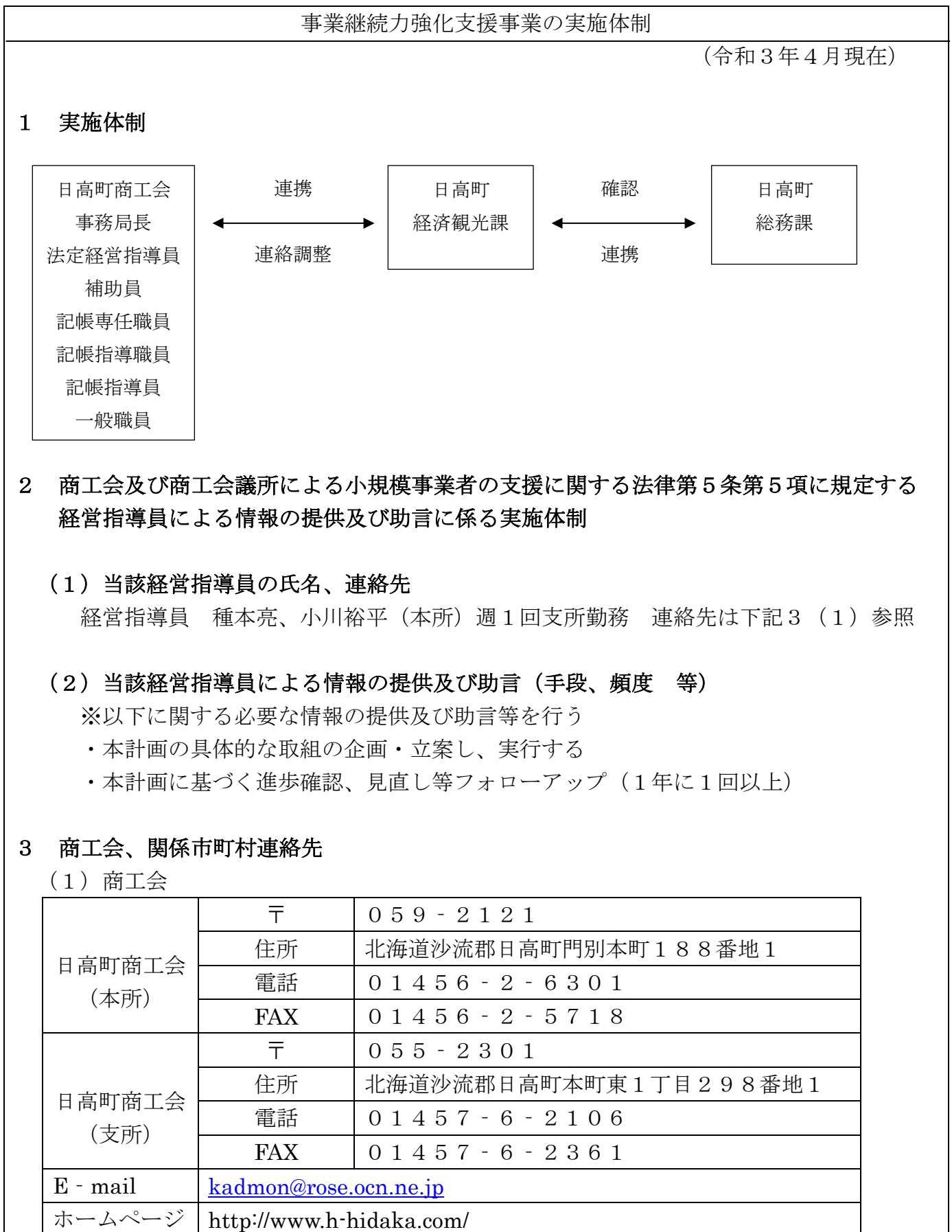
- ・ 当町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等について北海道や北海道商工会連合会等に相談する。

（６）その他

- ・ 本計画は、当商工会及び当町の HP 及び広報誌において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・ 本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 関係市町村

日高町 総務課情報防災グループ	〒	059-2192
	住所	北海道沙流郡日高町門別本町210番地の1
	電話	01456-2-5131
	FAX	01456-2-5615
	E-mail	bousai2@town.hidaka.hokkaido.jp

(3) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
必要な資金の額	94	94	94	94	94
専門家派遣費	60	60	60	60	60
セミナー開催費	30	30	30	30	30
パンフ、チラシ作成費	2	2	2	2	2
防災、感染症対策費	2	2	2	2	2

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、道補助金、町補助金、各種手数料、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。